

4月2日(水) 法務委員会 質問事項

衆議院議員 階 猛

1. 袴田事件等について (資料1)

- ① 死刑確定から再審開始決定までの期間が34年間と長過ぎる。死刑囚や被害者の心情がないがしろにされている。再審請求の手続きを明確にして、期間を短縮すべきではないか? 【谷垣法務大臣】
- ② 再審請求の審理を原判決をした裁判所で行う制度(刑訴法438条)では、適正迅速な審理を期待しがたいのではないか? 【谷垣法務大臣】
- ③ 死刑判決の決め手となった証拠が仮にねつ造であったとすれば、捜査当局による殺人罪の間接正犯となりうる。信頼回復のためには、この点については直ちに内部調査を行い、真相を明らかにすべきではないか? 【谷垣法務大臣】
- ④ 再審開始の際に、死刑囚の身柄釈放を可能とする明文規定はないのではないか? 今後も必要に応じて身柄釈放ができるよう、刑訴法448条2項の準用規定を設けるべきではないか? 【谷垣法務大臣】
- ⑤ 被害者の遺族が再審開始決定直後に亡くなったが、再審開始決定と死亡との間に因果関係はないのか? 【谷垣法務大臣】
- ⑥ 被害者の心理的ダメージを考えれば、再審開始決定後に捜査当局から連絡して事情を説明する必要があると思うが、そのような対応はしたのか? 【参考人】
- ⑦ 31日に再審請求が棄却された飯塚事件では、再審請求の準備中に死刑が執行されており、再審請求手続きが始まっていれば死刑が執行されていなかったのではないか? 【参考人】
- ⑧ 再審請求の手続き中に、死刑執行がされた事案はあるのか? あるとすれば、どのようなケースか? 【参考人】
- ⑨ そもそも法務大臣が死刑執行の可否を判断する事件は、どのようにして選ばれるのか? 【参考人】

- ⑩ 死刑執行起案という刑事局内部の手続きがあると聞かすが、それはどのようなものか？ 【参考人】
- ⑪ 死刑執行の対象者を恣意的に選ばないようにし、かつ、冤罪による死刑執行を防ぐための方策如何？ 【谷垣法務大臣】

2. 法制審・新時代の刑事司法制度特別部会の議論状況について

- ① 2／14の「たたき台」で、取調べの可視化につき、全過程可視化を原則とする第1案と捜査当局の裁量で可視化する第2案が提示されたが、その後の議論で第1案に収束しつつあるという理解でいいか？ 【参考人】（資料2、3）
- ② 「たたき台」からは漏れているが、2／14の参考資料で小野委員から示された、再審請求審において公判前ないし期日間整理手続きと同等の証拠開示が行われるべきという意見は、どのように扱われているか？ 【参考人】（資料4）
- ③ 「たたき台」に記載された証拠隠滅罪等の引上げについては、捜査機関が同種の罪を犯した場合にはさらに加重すべしという議論が従前あったと思うが、そうした検討はされているのか？ 【参考人】（資料5）
- ④ 今回の袴田事件の再審開始決定を受け、検察や刑事司法の信頼回復のために上記3点について一層積極的な対応が必要になったと思われるが、大臣の見解如何？ 【谷垣法務大臣】

3. 外弁法改正案について（資料6、7）

- ① 現行の外国法事務弁護士制度では国際化、専門化、複雑多様化に的確に対応できないのか？ 【谷垣法務大臣】
- ② 法人が設立できることによって、従来よりも国際化、専門化、複雑多様化に的確に対応できるというのであれば、具体的な理由は何か？ 【谷垣法務大臣】
- ③ 先に述べたニーズを満たすために日本の弁護士の国際的な能力を高めることも、法曹養成制度改革の目的ではなかったのか？ 【谷垣法務大臣】

- ④ 法曹養成制度改革の結果、国際的な業務に従事する弁護士はどの程度増加したか？
【谷垣法務大臣】
- ⑤ 現状、外国法事務弁護士が東京三会に集中している中で、従たる事務所を設置するニーズはあまりないと思われるが、従たる事務所の設立を認める必要があるか？
【谷垣法務大臣】
- ⑥ いわゆるB法人を、外国弁護士制度研究会の報告書の内容に反して今回は先送りとした理由は何か？ 【谷垣法務大臣】
- ⑦ A法人や外国法事務弁護士によって雇用される弁護士や共同事業の相手となる弁護士を介して、外国法事務弁護士が日本の弁護士業務を事実上行わないようにするため、どのような監視体制を設けているのか？ 【参考人】
- ⑧ 外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人の業務範囲として、法廷の代理は認められていないが、契約書によって、準拠法や管轄裁判所を海外にすれば、実質的に業務範囲の制限をせん脱できるのではないか？ 【参考人】
- ⑨ 政府としては、現在過剰気味の弁護士のスキルアップを図り国際分野に職域を広げたいのではないか。そうだとすれば、国内で活動する外国法事務弁護士の数を増やすことにつながる今回の改正は目指す方向と矛盾しないか？ 【谷垣法務大臣】

～ 以 上 ～